

2026年4月23日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

ソフトバンク株式会社（以下「当会社」という。）は、2026年2月10日付で、竹芝準備7号株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約に基づく吸収分割（以下「本件分割」といいます。）に係る会社法第782第1項2号及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容
別紙1のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項
本件分割の対価は、承継対象となる資産及び権利義務について評価を行い、当会社及び承継会社の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。
3. 吸収分割承継会社に関する事項
 - (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容
別紙2のとおりです。
 - (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
4. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
5. 本件分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当会社の債務の履行の見込みに関する事項

当会社の資産及び負債について、本件分割の効力発生日以降における当会社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておられません。

本件分割の効力発生日以後において、当会社の資産の額が負債の額を十分に上回るが見込まれており、当社が負担すべき債務についても、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

承継会社の資産及び負債について、本件分割の効力発生日以降における承継会社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておられません。

本件分割の効力発生日以後において、承継会社の資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれており、承継会社が負担すべき債務についても、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

吸収分割契約書

ソフトバンク株式会社（以下「甲」という。）及び竹芝準備7号株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、甲がFiber To The Home事業（以下「FTTH事業」という。）に関して有する第3条第1項に定める権利義務を、吸収分割の方法により、乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（分割当事者）

本吸収分割における当事会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

吸収分割会社（甲）

商号：ソフトバンク株式会社

住所：東京都港区海岸一丁目7番1号

吸収分割承継会社（乙）

商号：竹芝準備7号株式会社

住所：東京都港区海岸一丁目7番1号

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 承継対象権利義務のうち、乙が甲から承継する債務については、乙が免責的にこれを引き受ける。

第4条（分割対価）

乙は、本吸収分割の対価として、乙の普通株式292,626株を発行の上、甲に割当交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金等）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金等の額は次のとおりとする。

- | | |
|------------------|---|
| (1) 資本金の増加額 | 0円 |
| (2) 資本準備金の増加額 | 0円 |
| (3) その他資本剰余金の増加額 | 会社計算規則第37条第1項に規定する株主資本等変動額から前各号に定める増加する資本 |

(4)利益準備金の増加額 金の額及び資本準備金の額を控除した額
0円

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年6月1日午前0時0分とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙は協議し、合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条（本吸収分割の承認）

乙は、本効力発生日の前日までに本契約につき株主総会の承認を得るものとし、甲は、会社法第784条第2項の規定により、株主総会の承認を得ずに本吸収分割を行うものとする。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本効力発生日後においても、FTTH事業について会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わない。

第9条（本吸収分割に係る条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたとき、又は本吸収分割の手續を阻害する重大な事態が生じたときは、甲乙協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（準拠法及び管轄合意）

本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者がそれぞれ記名押印又は署名の上、各1通を保有する。

2026年2月10日



甲：
東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO
宮川 潤一 印

乙：
東京都港区海岸一丁目7番1号
竹芝準備7号株式会社
代表取締役 関和 智弘 印

別紙（承継対象権利義務明細表）

本吸収分割により、甲が乙に承継する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務は、本効力発生日時点で甲が保有する以下の各号に掲げる資産及び権利義務とする。



1. 資産

以下の各号に掲げる資産

- (1) 甲が保有する加入者終端装置（本効力発生日時点においてその検収が完了しているものに限る。）のうち、別途甲及び乙の間で合意したもの
- (2) 上記(1)の加入者終端装置に付随する固定資産（本効力発生日時点においてその検収が完了しているものに限る。）

2. 契約上の地位その他の権利義務

以下の契約、これらの契約に係る契約上の地位、及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

甲が締結済みの加入者終端装置又は加入者終端装置に付随する固定資産に係る請負契約、委託契約、売買契約、その他これらを取得することを目的とする契約（但し、本効力発生日時点において当該契約に基づく加入者終端装置又は加入者終端装置に付随する固定資産の検収が完了していないものに限る。）

以上



竹芝準備 7 号株式会社

貸 借 対 照 表

2026年 2 月 5 日 現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	(2,000)		
現金及び預金	2,000	負 債 合 計	0
		(純 資 産 の 部)	
		株主資本	(2,000)
		資本金	(1,000)
		資本剰余金	(1,000)
		資本準備金	1,000
		純 資 産 合 計	2,000
資 産 合 計	2,000	負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,000